

中央管理型P2Pサービス提供者の著作権侵害の主体性

東京地方裁判所民事第29部 平成15年1月29日判決
平成14年(ワ)第4237号 著作権侵害差止等請求事件

松 村 信 夫*
和 田 宏 徳**

抄 録 中央管理型P2Pサービスの利用者の自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害を認定した上で、中央管理型P2Pサービスのサービス提供者である被告自らは、自動公衆送信及び送信可能化の物理的行為をしているわけではないので、被告が、送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害していると解すべきか否かについては、①被告の行為の内容・性質、②利用者のする送信可能化状態に対する被告の管理・支配の程度、③被告の行為によって受ける同被告の利益の状況等を総合斟酌して判断すべきであるとした。

目 次

1. 事案の概要
2. 争 点
3. 判 旨
 3. 1 争点1について
 3. 2 争点2について
4. 解 説
 4. 1 利用者の行為と著作権侵害の成否について
 4. 2 被告の行為と著作権侵害の成否について
 4. 3 損害賠償請求について
5. まとめ

1. 事案の概要

被告企業が運営するインターネット上の電子ファイル交換サービスにおいて、原告が著作権を有する音楽著作物をMP3（MPEG1オーディオレイヤー3，以下「MP3」という。）形式で複製した電子ファイルが、原告の許諾を得ることなく交換されていることに関して、原告が、上記電子ファイル交換サービスを提供する被告企業の行為は、原告の有している著作権（複製

権、自動公衆送信権、送信可能化権）を侵害すると主張して、被告企業に対して、著作権に基づき上記電子ファイルの送受信の差止めを、被告企業及びその取締役である被告Aに対して、著作権侵害による共同不法行為に基づき損害金の支払を求めた事案である。

被告企業は、カナダ国内に中央サーバ（以下「被告サーバ」という。）を設置し、インターネットを経由して被告サーバに接続されている不特定多数の利用者のパソコンに蔵置されている電子ファイルの中から、同時に被告サーバにパソコンを接続させている他の利用者が好みの電子ファイルを選択して、無料でダウンロードできるサービス（以下「本件サービス」という。）を、「ファイルログ（File Rogue）」の名称で日本向けに提供していた（図1）。

なお、利用者が本件サービスを利用するためには、パソコンを被告サイトに接続して、本件

* 弁護士 Nobuo MATSUMURA

** 弁護士 Hironori WADA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

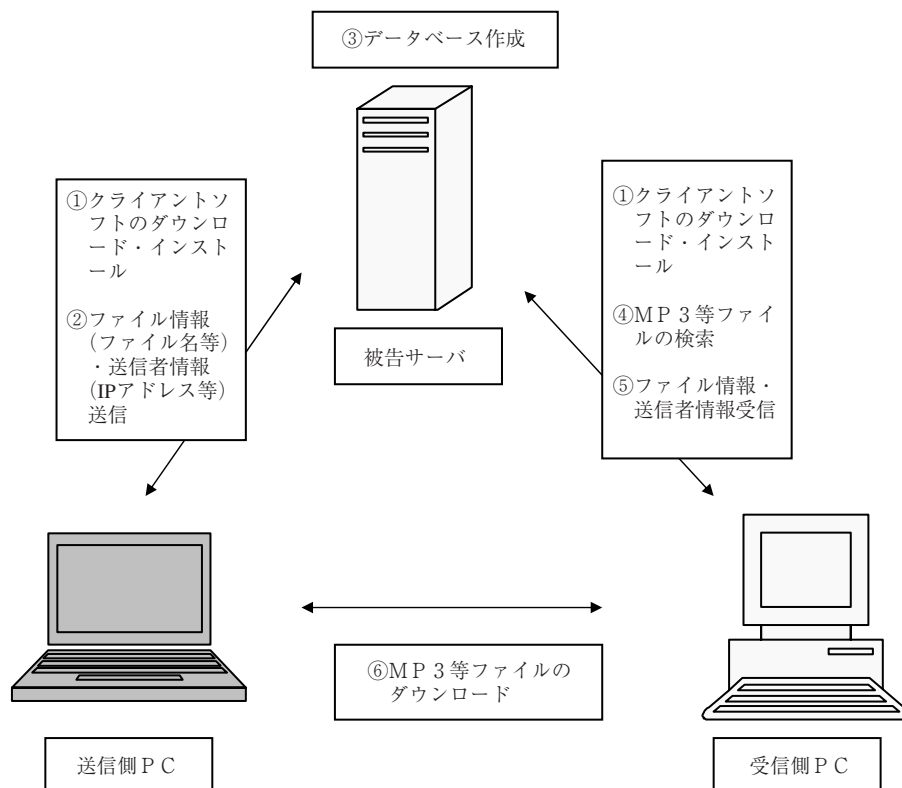


図1 被告のサービス・システム (本件サービス)

クライアントソフトをダウンロードし、これをパソコンにインストールすることが必要である。

本件サービスによって、電子ファイルを送信できるようにしようとする利用者(以下「送信者」という。)は、本件クライアントソフトの追加コマンドを実行することによって、送信を可とする電子ファイルを蔵置するフォルダ(以下「共有フォルダ」という。)を指定し、同フォルダに送信を可とする電子ファイルを蔵置する。本件クライアントソフトをインストールしたパソコンが被告サーバに接続されると、共有フォルダ内の電子ファイルは自動的に他の利用者のパソコンに送信できる状態となる。

また、本件サービスは、MP3ファイルのみを送受信の対象とするものではなく、音声、動画、画像、文書、プログラム等の多様な電子ファイルを交換することのできる汎用的なものがある。

ところで、本件サービスにおいて、被告サーバには、電子ファイルのファイル情報等のみが送られ、交換の対象となる電子ファイル自体は利用者のパソコン内に蔵置され、被告サーバに送信されることはない。ファイル送信の指示及び電子ファイル自体の送信は、受信者と送信者のパソコンの間で直接行われる。しかし、利用者同士の間でこのような送受信が可能となるのは、本件サービスが、利用者のインターネット上の所在(IPアドレス及びポート番号)を把握し、これに基づいて、本件クライアントソフトが、インターネットを介して受信者と送信者のパソコンを直接接続するサービスを提供しているからであった。

2. 争点

争点1：被告企業は、本件各管理著作物について原告の有する著作権を侵害しているといえるか。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

争点2：原告の被告らに対する著作権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求は理由があるか。

3. 判 旨

3. 1 争点1について

(1) 送信者の行う複製行為と複製権侵害の成否

判決は、「①利用者が、当初から公衆に送信する目的で、音楽CDをMP3形式のファイルへ変換した場合には、法30条1項の規定の解釈から当然に、また、②当初は、私的使用目的で複製した場合であっても、公衆が当該MP3ファイルを受信して音楽を再生できるような状態にした場合には、当該複製物により当該著作物を公衆に提示したのものとして、法49条1項1号の規定により、複製権侵害を構成する。」と判示した。

(2) 送信者の行う自動公衆送信行為及び送信可能化行為と自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害の成否

判決は、「本件サービスの利用者が、本件各管理著作物の著作権の管理者である原告の許諾を得ることなく、本件各MP3ファイルをパソコンの共有フォルダに蔵置して被告サーバに接続すれば、本件各管理著作物について、著作権侵害（自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害）を構成する（法23条1項）。」と判示した。

(3) 被告企業の本件サービス提供行為と著作権侵害（自動公衆送信権及び送信可能化権侵害）の成否

判決は、「被告企業自らは、本件各MP3ファイルをパソコンに蔵置し、その状態でパソコンを被告サーバに接続するという物理的行為をしているわけではない。そこで、被告企業が、送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害している

と解すべきか否かについては、①被告企業の行為の内容・性質、②利用者のする送信可能化状態に対する被告企業の管理・支配の程度、③被告企業の行為によって受ける同被告の利益の状況等を総合斟酌して判断すべきである。」として（最判昭和63年3月15日・キャッツアイ事件最高裁判決参照）、以下のような認定を行った。

判決は、まず、①本件サービスの内容・性質については、「ファイル情報の取得等に関するサービスの提供及び電子ファイルをダウンロードする機会の提供その他一切のサービスを、被告企業自らが、直接的かつ主体的に行っている。利用者は、被告企業のこれらの行為によってはじめてパソコンの共有フォルダ内に蔵置した電子ファイルを他の利用者へ送信することができる。被告サーバが送受信の対象としているMP3ファイルの約96.7パーセントが、市販のレコードを複製した電子ファイルに関するものである。そして、市販のレコードを複製したMP3ファイルのほとんどすべてのものが、その送信可能化及び自動公衆送信について著作権者の許諾を得ていないものであり、本件サービスにおいて送受信されるMP3ファイルのほとんどが違法な複製に係るものであることが明らかである。」等として、「本件サービスは、MP3ファイルの交換に係る部分については、利用者をして、市販のレコードを複製したMP3ファイルを自動公衆送信及び送信可能化させるためのサービスという性質を有する。」と認定した。

次に、②管理性等については、「利用者が本件サービスを利用して、電子ファイルを自動公衆送信するには、被告サイトから本件クライアントソフトをダウンロードして、これを自己のパソコンにインストールすることが必要不可欠である。本件サービスにおいては、受信者は希望する電子ファイルを検索して、その電子ファイルの蔵置されているパソコンの所在及び内容

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を確認できるようになっており、この検索機能がなければ、受信者が、本件サービスを利用して電子ファイルを受信することは事実上不可能である。送信者が本件サービスにおいて電子ファイルを自動公衆送信するのは、このような検索により、受信する者が存在することが前提となる。」等として、「利用者の電子ファイルの送信可能化行為（パソコンの共有フォルダに電子ファイルを置いた状態で、同パソコンを被告サーバに接続すること）及び自動公衆送信（本件サービスにおいて電子ファイルを送信すること）は、被告企業の管理の下に行われているというべきである。」と認定した。

さらに、③被告企業の利益については、「本件サービスにおいては、本件サービスを利用してMP3ファイルを受信しようとする者から受信の対価を徴収するシステムを採用していないが、被告企業は、将来、本件サービスを利用してMP3ファイルを受信した者から受信の対価を徴収するシステムに変更することを予定していることが認められる。そして、このように本件サービスを将来有料化することを予定している場合は、現時点でのサービスの質を高め、顧客の本件サービスに対する満足度を高めることが重要であり、そのためには、本件サービスにおいて送信可能化されるMP3ファイル数をより多くすることが必須である。」等として、「利用者に被告サーバに接続させてMP3ファイルの送信可能化行為をさせること、及び同MP3ファイルを他の利用者に送信させることは、被告企業の営業上の利益を増大させる行為と評価することができる。」と認定した。

その結果、判決は、「被告企業は、本件各管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価することができ、原告の有する自動公衆送信権及び送信可能化権の侵害の主体であると解するのが相当である。」と結論付けた。

3. 2 争点2について

被告らは、被告企業は、プロバイダ責任法所定の特定電気通信役務提供者に該当し、同被告が損害賠償責任を負うためには、プロバイダ責任法3条1項所定の各要件を充足する必要がある旨主張したが、判決は、「被告企業は同法2条4号所定の「発信者」に該当するから、被告企業の行為について、プロバイダ責任法3条1項本文により、その責任を制限することはできないというべきである」とした。

また、代表者Aの損害賠償責任について、判決は、「被告企業は有限会社であり、被告Aは、その取締役の地位にあるところ、弁論の全趣旨によれば、被告企業は、被告Aの個人会社であり、被告企業の活動は被告Aの活動と同視できるものと認められるから、本件サービスの提供は被告Aの行為であると解して差し支えない」として、被告Aに共同不法行為責任を認めた。

4. 解 説

4. 1 利用者の行為と著作権侵害の成否について

(1) 複製権侵害

著作権法30条1項は、著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）を目的とするときは、使用する者が複製することができる旨を規定している。他方、法49条1項1号は、法30条1項に定める目的以外の目的のために、当該レコードに係る音楽の著作物を公衆に提示した者は複製を行った者とみなす旨を規定している。

そのため、判決は、①利用者が、当初から公衆に送信する目的で、音楽CDをMP3形式のファイルへ変換した場合には、個人的に又は家庭内等の範囲内において使用する目的ではないか

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ら、法30条1項の規定の解釈から当然に、複製権侵害を構成するとした。

また、②当初は、私的使用目的で複製した場合であっても、本件各MP3ファイルをパソコンの共有フォルダに蔵置して同パソコンを被告サーバに接続した場合は、公衆が当該MP3ファイルを受信して音楽を再生できるような状態にしたものであり、当該複製物により当該著作物を公衆に提示したものととして、法49条1項1号の規定により、複製権侵害を構成するとした。

かかる判示は正当であると考えられる。

(2) 自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害

判決においては、電子ファイルを共有フォルダに蔵置したまま被告サーバに接続して上記状態（注：自動的に電子ファイルを送信し得る状態）に至った送信者のパソコンは、被告サーバと一体となって情報の記録された自動公衆送信装置（法2条1項9号の5イ）に当たると判示している。

自動公衆送信「装置」は、本来1ヶ所に存在するコンピュータが想定されているものと考えられるが、送信者のパソコンとインターネットで接続された被告サーバとを一体として自動公衆送信装置とされたことについては、「現実的であり、また、解釈としてもさほど無理のあるものではない」と解されている¹⁾。

また、判決においては、送信者のパソコンが被告サーバに接続された時点で、公衆の用に供されている電気通信回線への接続がされ、当該電子ファイルの送信可能化（法2条1項9号の5ロ）がされたと判示している。

送信可能化については、①既にネットワークにつながっているサーバ等に情報を何らかの形で入れ込む形態（同号イ）と、②情報が記録・入力等されているサーバ等を、ネットワークに接続して中に入っている情報を送信できるよう

にする形態（同号ロ）とがあるが、判決は、②の形態と認定したものである。

4. 2 被告の行為と著作権侵害の成否について

(1) 判決は、上記のように、利用者の自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害を認定した上で、被告企業自らは、本件各MP3ファイルをパソコンに蔵置し、その状態でパソコンを被告サーバに接続するという物理的行為をしているわけではないので、被告企業が、送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害していると解すべきか否かについては、①被告企業の行為の内容・性質、②利用者のする送信可能化状態に対する被告企業の管理・支配の程度、③被告企業の行為によって受ける同被告の利益の状況等を総合斟酌して判断すべきであると判示している。

(2) 間接侵害者に対する請求について

判決は、被告企業は自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害に当たる物理的行為を直接行っている訳ではないが、被告企業は、自動公衆送信権及び送信可能化を行っているものと評価することができ、自動公衆送信権侵害及び送信可能化権侵害の主体であると判示している。

本件のように、インターネットの利用等に関しては、直接侵害となる物理的行為を行っている者は各ユーザーであるが、これらの者は、匿名性を有し、しかも数が多数にのぼる等といった性質を有するため、これらの者に対しては、請求が事実上困難である。そのため、直接侵害となる物理的行為を行っていない、インターネット・サービス・プロバイダー等サービス提供者に対して著作権者からの請求が行われることが多くなっている。

このような直接侵害となる物理的行為を行っていない者（間接侵害者）に対する著作権侵害を問責する構成に関して、これまでの著作権法

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

上の議論の状況を簡単にまとめると以下のとおりとなる²⁾。

まず、直接侵害となる物理的行為を行っている者（ユーザー等）と、直接侵害となる物理的行為を行っていない者（サービス提供者等）との関係は、関与の態様により、①民法719条1項前段のいわゆる「狭義の不法行為」（両者とも、単独で不法行為の要件を満たす場合）、あるいは、②直接侵害者とその教唆・幫助（同条2項）になる。

そして、①の場合は、各々が、単独でも著作権侵害となる行為を行っているのであるから、両者に対して、損害賠償請求及び差止請求が認められることになる。

②の場合については、直接侵害者に対して、損害賠償請求及び差止請求が認められることに問題はない。また、教唆者・幫助者に対する損害賠償請求については、民法719条によって認められる。問題は、教唆者・幫助者に対して差止請求が認められるか、すなわち、著作権法112条1項は、著作者等は、その著作権等を「侵害する者又は侵害するおそれがある者」に対し、その侵害の停止等を請求できると規定しているが、この「侵害する者又は侵害するおそれがある者」に教唆者・幫助者が含まれるかである。この点、これを肯定する見解もあるが³⁾、差止請求のような強力な権利は、直接的な加害行為により著作権等を侵害している者に対してのみ行使できるのであり、単に教唆や幫助しているにすぎない者に対しては民法上の不法行為者であるのだから損害賠償請求だけが可能である等として、否定する見解が有力である⁴⁾。

また、②の場合については、直接侵害者が、私的使用等の制限規定により適法となる場合には、そのような行為に対する教唆・幫助を侵害行為として捉えられないという問題もある（東京地判平12・5・16、判例時報1751号128頁）。

そのこともあって、直接侵害となる物理的

為を行っていない者（サービス提供者等）について、単なる教唆者・幫助者ではなく、侵害者としての侵害主体性を認める考え方（前記①の単独で不法行為の要件を満たす場合に該当する）、すなわち、侵害主体性を規範的に捉える考え方が存在する。

（3）被告の侵害主体性について

本判決は、前記のように、直接侵害となる物理的行為を行っていない者（サービス提供者等）について、規範的に侵害者としての侵害主体性を認めたものであるが、本判決の判断が、クラブ・キャッツアイ事件（最判昭63・3・15、民集55巻2号185頁）の侵害主体性に関する判断に沿ったものであることは明らかである。

すなわち、クラブ・キャッツアイ事件においては、侵害主体性に関し、以下のように判示されている。

「①客のみが歌唱する場合でも、客は、上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、②他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図していたというべきであって、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうる」。

このように、クラブ・キャッツアイ事件においては、①客の行為について、クラブ経営者に管理性がある、②客の行為について、クラブ経営者に利益の帰属があることから、客の行為も、著作権法上の規律の観点からは（規範的に）、クラブ経営者の行為と同視し得るとされている

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のである。

なお、かかるクラブ・キャッツアイ事件の判断枠組は、米国著作権法判例における代位侵害の考え方と類似したものと考えられている⁵⁾。すなわち、米国の判例上、著作権に代位侵害が成立するための要件としては、①直接侵害者から経済的利益を得たこと、及び②直接侵害者に対する監督が必要とされている。

また、クラブ・キャッツアイ事件と同様の判断枠組で侵害主体性が判断された他の判例が多く存在する⁶⁾。

さらに、損害賠償責任についてであるが、カラオケ機器のリース業者、ゲームソフトのストーリー展開を変化させるデータを保存したメモリーカードの販売者に対して、不法行為責任が認められている⁷⁾。

(4) 本判決の各要件について

これに対し、本判決においては、被告企業に侵害主体性を認めるための判断要素として、①被告企業の行為の内容・性質、②利用者の送信可能化状態に対する被告企業の管理・支配の程度、③被告企業の行為によって受ける同被告企業の利益の状況を挙げている。

各判断要素を個別に検討すると以下のとおりである。

1) 本件サービスの内容・性質

本判決は、「①被告サーバが送受信の対象としているMP3ファイルの約96.7パーセントが、市販のレコードを複製した電子ファイルに関するものである。そして、市販のレコードを複製したMP3ファイルのほとんどすべてのものが、その送信可能化及び自動公衆送信について著作権者の許諾を得ていないものであり、本件サービスにおいて送受信されるMP3ファイルのほとんどが違法な複製に係るものであることが明らかである。②被告企業は、本件サービスの開始当時から上記事態に至ることを十分予想して

いたものと認められる。」とし、結論として、「本件サービスは、MP3ファイルの交換に係る部分については、利用者をして、市販のレコードを複製したMP3ファイルを自動公衆送信及び送信可能化させるためのサービスという性質を有する。」と判示している。

かかる被告行為の内容・性質については、クラブ・キャッツアイ事件においては、特に侵害主体性の判断要素とされなかった。それが本件において検討されたのは、クラブ・キャッツアイ事件においては、当該歌唱行為はほぼ100%原告において管理する楽曲についての歌唱行為であり、権利侵害とならない行為が生じる可能性はなかったのに対し、本件においては、本件サービスではあらゆる電子ファイルの交換が可能であることから、権利侵害とならない行為(著作権侵害が問題とならない電子ファイルの交換)が生じる可能性があるため、また、他の管理性、利益の帰属に関する要件だけでは判断・認定要素として若干不足であると考えられたためではないかと考えられる。

なお、本件サービスの内容・性質においては、上記のように、①直接侵害行為に対する寄与度、及び、②直接侵害についての認識について検討されているが、これは、米国著作権判例上における寄与侵害の要件と類似したものであると考えられる。

2) 管理性

本判決は、①利用者が本件サービスを利用するためには、本件クライアントソフトをダウンロードして使用する必要がある、②利用者が本件サービスを利用するためには、被告サーバに接続することが不可欠である、③本件サービスの利用方法について、被告企業のウェブサイト上で説明が行われている、等といった事実を挙げて、結論として、利用者の電子ファイルの送信可能化行為及び自動公衆送信は、被告企業の管理の下に行われていると判示している。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

しかし、判決が挙げる事実のうち、①利用者が本件サービスを利用するために、本件クライアントソフトをダウンロードして使用する必要がある、③利用方法について、被告企業が説明を行っているという事実については、これを管理性を肯定する根拠とすることは困難であると考えられる（例えば、①について、Webブラウザの著作権者は、Web閲覧、複製に関する権利侵害全てに関し、その管理性が肯定されることになってしまう⁸⁾）。

他方、管理性を「設置者が著作物利用行為をやめさせることができる手段を取ることができ、これをする事実上の権原を有していること」と理解するならば⁹⁾、②利用者が本件サービスを利用するためには、被告サーバに接続することが不可欠であるという事実から、管理性を肯定することはできると考えられる。

3) 被告の利益

本判決は、①本件サービスにおいて、現在、受信者から対価を徴収するシステムを採用していないが、将来、受信者から対価を徴収するシステムに変更することを予定していることが認められる、②ウェブサイトを開設した場合、広告掲載による収入を得ることができ、接続数が増えれば、広告収入も多くなる、などの理由をあげて、結論として、利用者を被告サーバに接続させてMP3ファイルの送信可能化行為をさせること、及び同MP3ファイルを他の利用者に送信させることは、被告企業の営業上の利益を増大させる行為と評価することができると判示している。

この点、クラブ・キャッツアイ事件においても、「客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図していた」とされ、カラオケ装置の稼働に比例して直接的に利益が増加するこ

とまで要求されていた訳ではなく、営業政策の一環として行われ、抽象的に利益の増大が観念できれば良いとされていた。

しかし、そうだとした場合、口頭弁論終結時において、被告企業は、受信者から対価を徴収するシステムを採用していない、広告料収入をあてにしていないという状況の下において、被告企業は、営利行為を目的とするものであるが、口頭弁論終結時において、本件サービス以外に活動をしていないといった理由から、上記利益の帰属を認めることについては、少し無理があったのではないかと考えられる。

この点、利益の帰属については、必ずしも（経済的）利益がその者に帰属しなくとも、他者の事実上の物理的な行為を利用して、その者の意図ないし目的が遂行され実現されているのであれば、同様に評価し得るのではないかと考えられる（被告企業が直接経済的利益の獲得を意図しておらず、P2P技術の可能性の実証を目的としていたとしても、そのような目的の実現に資しているならば、利益の帰属が認められる¹⁾）。

4. 3 損害賠償請求について

本判決では、損害賠償請求に関して、被告企業は、プロバイダ責任法2条4号の「発信者」に該当するか、被告会社の取締役についても連帯して責任が認められるかが問題となっているが、本評釈においては、紙数の関係からその解説は省略する。

5. まとめ

本判決においては、クラブ・キャッツアイ事件の判断枠組に基本的に沿いながらも、被告企業のサービスの内容・性質という新たな判断要素も付加して判断がなされている。この点、本件のような中央管理型P2Pソフトにおける中央管理者、あるいは、インターネット・サービス・プロバイダーに対する請求においては、当

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

該サービスの利用者が必ずしも著作権侵害に当たる行為だけを行うものではないから、サービス提供者の侵害主体性を認定するに当たって、管理性、利益の帰属だけでなく、サービスの内容・性質として、当該サービスの直接権利侵害への寄与度、当該サービス運営者の直接権利侵害の認識といった要件を検討要素とする、本判決の方向性は妥当なものであると考えられる。

また、非中央管理型P2Pソフトのソフト製作者について本判決の要件を当てはめると、一旦ソフトを配付した以上、ソフト製作者においても、そのソフトを利用したファイル交換をやめさせる手段を取ることはできないのであるから、管理性の要件を備えないものと考えられる。従って、本判決のような論理に立つ限り、非中央管理型P2Pソフトのソフト製作者を、著作権侵害の侵害主体とすることは困難ということになる。しかし他方、ソフト製作者について、利用者の著作権侵害行為に関して教唆、幫助を觀念することは可能であり、また、ファイル交換をやめさせる手段を取ることができない者に対して差止を請求する意義は少ないと考えるならば、ソフト製作者を、著作権侵害の侵害主体とまで認定する必要はなく、教唆、幫助として、損害賠償請求まで認められれば良いという考え方もあり得ると思われる。

中央管理型P2Pソフトにおける中央管理者等のサービス提供者等が権利侵害の侵害主体と認められるかどうかについては、本判決においても、各要件を総合斟酌して判断すべきであるとされている。従って、どこまで行えば権利侵害の侵害主体と認められるかを一律に論ずることはできないが、侵害主体と認められないためには、本判決における各要件を一つでも備えないようにするか、ある程度備えるとしても、その程度をできるだけ低いものにする（例えば、匿名性の高いサービスは、権利侵害に寄与する方向に傾くと考えられるので、匿名性を有さない

サービスを行う等）必要があると考えられる。

以上のように、中央管理型P2Pソフトにおけるサービス提供者等の責任について、侵害・非侵害の明確な線引きはできず、また非中央管理型P2Pソフトにおける法的責任に至っては、日本では未だ法的判断が出されていない状況にある。ただ、ファイル交換ソフトの利用等にあっては、著作権者の権利を保護するために、一定の規律が必要とされることは本判決にも示唆されており、またこれは一般の法意識にも合致するところと考えられる。従って、各企業においては、コンプライアンスの観点から侵害の可能性を検討した上で、ファイル交換ソフト等の開発、利用にあたっては、侵害行為とならないよう自主的な対応を行っていくことが望まれる。

なお、本判決は、被告が原告の著作権を侵害しているか、及び、著作権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求は理由があるかについてまでが判断された中間判決である（レコード製造・販売者を原告とする同種事件（東京地判平15・1・29，平成14年(ワ)第4249号）についても、同日に中間判決が言い渡された。）。そして、いずれの事件についても、平成15年12月17日に終局判決がなされ、原告の請求を一部認容して、ファイル送受信に関する差止、損害賠償を命じる旨の判決が言い渡されている。

注 記

- 1) 作花文雄，「『ファイル交換ソフト・ファイルログ』仮処分事件」，コピーライト，2002年10月号，37頁
- 2) 作花文雄，「『ファイル交換ソフト・ファイルログ』仮処分事件」，コピーライト，2002年10月号，16頁，山本隆司，「プロバイダ責任制限法の機能と問題点－比較法の視点から－」，コピーライト，2002年7月号，2頁，角田政芳，「インターネットと著作権の間接侵害理論」，コピーライト，2002年12月号，2頁参照。
- 3) 山本隆司，「プロバイダ責任制限法の機能と問題点－比較法の視点から－」，コピーライト，2002年

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

7月号, 12頁

- 4) 水谷直樹, 「カラオケ装置のリース業者につき不法行為(著作権侵害行為の幫助)に基づく損害賠償責任を認めた事例」, 発明, 95巻8号, 105頁
- 5) ただし, 米国の代位責任は, 他に直接侵害者が存在することを前提としてそれに代位する保証人的責任であるのに対して, 我国の判例理論は, このような直接侵害者の判断要素として「管理・支配」及び「利益」の帰属を要件として掲げている点において両者が相違することを指摘するものもある(社著作権情報センター附属著作権研究所編「寄与侵害・間接侵害に関する研究」31頁[田中豊執筆]等)。
- 6) 東京高判平11・7・13(判時1696号137頁)では, カラオケボックスの経営者が著作権侵害の主体となるかについて, 「顧客は控訴人らの管理の下で歌唱し, 控訴人らは顧客に歌唱させることによって営業上の利益を得ていることからすれば, 各部屋における顧客の歌唱による管理著作物の演奏についても, その主体は本件店舗の経営者である控訴人らであるというべきである」としている。

また, 大阪地判平9・7・17(判タ973号203頁)では, 家庭用テレビゲーム機用のコントローラーを製造・販売する行為が, ゲームソフトウエアを上映する行為と同視できるかについて, 「被告製品を購入したユーザーは, これを被告の管理・支配の全く及ばない自宅等に持ち帰り, 被告の意思に関わりなくユーザー自身の自由意思をもって被告製品を本件ゲーム機本体に接続して本件ゲームソフトウエアを上映するのであって, 本件全証拠によるも, ユーザーが被告製品を使用して本件ゲームソフトウエアを上映することについて被告が何らかの管理・支配を及ぼしていることは認められない」とし, 「被告が被告製品を販売する目的がユーザーをして本件ゲームソフトウエアを上映させることそれ自体により利益を得ることにあることも, これを認めるに足りる証拠はない」として, 侵害主体性を否定した。

東京地判平12・5・16(判時1751号149頁)では, 「受信者が録音を行うか否かは, 専ら当該受信者がその自由意思に基づいて決定し, 自ら任意に録音のための機器を準備した上で行われる

ものであって, 被告が受信者の右決定をコントロールし得るものではないことからすれば, 被告が受信者を自己の手足として利用して本件各音源のMDへの録音を行わせていると評価し得る程度に, 被告が受信者による録音行為を管理・支配しているという関係が認められないことは明らかである」として, 管理・支配性が否定されている。

- 7) 最判平13・3・2(判時1744号108頁)では, カラオケ装置のリース業者は, 「リース契約の相手方に対し, 当該音楽著作物の著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく, 上記相手方が当該著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負う」とし, かかる注意義務に違反したリース業者に対して, 損害賠償責任を認めている。

最判平13・2・13(民集55巻1号87頁)では, ゲームソフトのストーリー展開を変化させるデータを保存したメモリーカードの販売者について, 「本件メモリーカードの使用により本件ゲームソフトの同一性保持権が侵害されたものということができ, 上告人の前記行為がなければ, 本件ゲームソフトの同一性保持権の侵害が生じることはなかったのである。したがって, 専ら本件ゲームソフトの改変のみを目的とする本件メモリーカードを輸入, 販売し, 他人の使用を意図して流通に置いた上告人は, 他人の使用による本件ゲームソフトの同一性保持権の侵害を惹起した」として, メモリーカードの販売者に対し, 不法行為に基づく損害賠償責任が認められた。

東京高判平16・3・31(最高裁HP)では, ゲームソフトに登場するキャラクターのコスチュームを編集できる編集ツールを販売した者について, 前記最判平13・2・13を踏まえて, 「本件メモリーカードの使用は, 本件ゲームソフトを改変し, 本件同一性保持権を侵害するものというべきであるところ, 本件編集ツールは, 本件編集による本件メモリーの作成のみを目的とするものであるから, 専ら本件ゲームソフトの改変のみを目的とするものと認めることができ, これを収録した本件CD-ROMを販売し, 他人の使用を意図して流通においた控訴人は, 他人の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

使用による本件同一性保持権の侵害を惹起した」として、かかる販売者に対し、不法行為に基づく損害賠償責任が認められた。

なお、(社)著作権情報センター附属著作権研究所が2001年3月に発行した「寄与侵害・間接侵害に関する研究」26頁以下、田中豊「著作権侵害とこれに関する者の責任」コピーライト、2001年9月号、2頁以下が、我国の間接侵害の判例分析を詳細に行っている。

- 8) 平嶋竜太，本件判例評論，判例評論，526号，201頁

- 9) 牧野利秋，NBL，750号，25頁において、「この設置者の意図・目的の下に著作物利用行為をさせていることは、逆の面からいえば、設置者が著作物利用行為をやめさせることができる手段を取ることができ、これをする事実上の権限を有していることである。このような場合に管理・支配の帰属を認めることは、前記最高裁判決の判断枠組みの外には出ないと評価してよいと思われる。」とされている。

(原稿受領日 2004年7月20日)

